住居喪失者・DV事件被害者等の定額給付金及び子育て応援特別手当の受給に関する会長声明

1、2009年(平成21年)3月4日、国会の決議を経て、定額給付金の給付が 決定され、地域によっては既に給付が開始されている。定額給付金給付事業の 概要によれば、給付対象者は、基準日(2009年(平成21年)2月1日)に おいて住民基本台帳に記録されている者もしくは外国人登録原票に記載され ている者であり、申請・受給者は給付対象者の属する世帯の世帯主とされてい る。

ところが、上記基準を形式的に適用すると、次のように生活に困窮し定額給付金の受給を最も必要とする人々が受給できないことになる。

2、 すなわち、配偶者から暴力や脅迫を受け、生命・身体に対する危険がある ために住民票を異動させずに居所を隠して生活しているドメスティックバイ オレンス (DV) 被害者やその子ども、実際には別居しているが様々な理由か ら離婚問題が解決するまでの間住民票を異動できない者など、別居や離婚に伴 い、住民票の異動ができなかった者(主に母子)は定額給付金を受給できない。

また、家庭内において虐待を受けた高齢者や障がい者らの中にも、住民票を 異動させないまま避難しているケースがある。

さらに、現在の不況下で大量に生み出された、いわゆる「派遣切り」による 住居喪失者、「ネットカフェ難民」などを含む住居のない状態にある人々も同様である。

3、 これに対し、総務省は、「路上生活者などで本来の住所地での不在期間が長く、住民基本台帳から消されている場合は、知人宅などに身を寄せるなどして住民登録をし、DV被害者は、居住する市町村に住民基本台帳についての支援措置の実施を申し出て、加害者である配偶者による住民票の写しの交付等を制限した上で、実際に居住する住所において住民登録を行うことにより受給できる」などと説明している(同省定額給付金室の2009年(平成21年)1月27日付け「定額給付金給付事業Q&A(その2)」における問15に対する答え)。

しかし、このようなことが周知されているとは言い難く、既に基準日とされる本年2月1日を経過してしまっている。また、この基準によれば、「申請・受給者」は給付対象者の属する世帯の世帯主とされているところ、この「世帯」「世帯主」を住民基本台帳上に記載された世帯及び世帯主とすれば、その世帯全員分がその世帯主に支払われ、DV被害者などは自ら世帯主である場合を除いて定額給付金を直接受給できないこととなる。DV被害者らが形式上の世帯主に対し定額給付金の引き渡しを求めることも極めて困難で、これら被害者が定額給付金を受け取れない事態が数多く発生することが予想される。

- 4、 また、定額給付金(総務省所管)の支給決定と同時に、子育て応援特別手当(厚生労働省所管)の支給も決定されている。これは、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子1人あたりにつき36、000円を支給するものであるが、住民基本台帳及び外国人登録原票の情報から支給対象者を決定するとともに、支給対象となる子の属する世帯の世帯主の申請に基づき当該世帯主に支給することとされている。従って、定額給付金について前述した問題は、そのまま子育て応援特別手当の支給においても生じる。
- 5、このような問題を放置することは、「景気後退下での住民の不安に対処する ため、住民への生活支援を行う」という施策本来の目的を達することができな いばかりか、人権擁護の観点からも看過できない問題である。
- 6、よって、当会は、定額給付金給付事業の実施主体である県内各市町に対し、 人権擁護と当該施策の目的に鑑み、例えば、DV被害者や離婚手続中の者から 申請があった場合には、裁判所のDV保護命令書や離婚調停・訴訟係属証明書、 生活の本拠が住民票と別の地にあると証明できる女性相談所やシェルター等 の証明書や賃貸借契約書等の提出を求めるなどの調査により、本人の申請する 住居の実態の確認を行い、上記DV被害者・住居喪失者等のように定額給付金 の受給を最も必要とする人々が給付金もしくは給付金相当金を受け取ること ができるよう、早急に格段の配慮工夫をするよう求めるとともに、国において は、住居喪失者・DV事件被害者等本来定額給付金を受け取るべき者が定額給 付金を受け取ることができるよう、定額給付金の申請・受給者の基準について の適正な解釈を明確化し、これを定額給付金給付事業の実施主体である各市町 村に対して周知することを強く求めるものである。

2009年(平成21年)5月22日 兵庫県弁護士会 会長 春 名 一 典